平成２７年（フ）第２５号
長野県茅野市宮川4408番地５、開始決定時の住所長野県諏訪市高島４丁目2068番地10
破産者　前田美紀子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２４９号
兵庫県姫路市緑台１丁目10番10号
破産者　落合　良子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２８１号
兵庫県加古川市加古川町中津778番地の１イスズベル加古川Ｉ―405号
破産者　宮下　修一
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１２５４号
福岡県筑紫野市二日市北１丁目25番10号　ちくしの館101号、前住所福岡県筑紫野市大字阿志岐2426番地96
破産者　藤井　三夫
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７号
長崎県松浦市今福町滑栄免551番地
破産者　磯邉　　優
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
福島市北沢又字古屋敷前15番地の２
破産者　丹治　　久
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４２号
福島市郷野目字金込町28番地
破産者　安藤　辰明
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１１０２号
横浜市戸塚区吉田町1188番地
破産者　出澤　武幸
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５８８号
横浜市中区本牧町１丁目282番地
破産者　光山　繭子
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５７号
横浜市中区本牧町１丁目282番地
破産者　光山　忠義
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７８１号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目34番16号
破産者　豊川　雅幸
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６号
新潟県柏崎市豊町１番33―102号　コーポ山田、前住所新潟県柏崎市高柳町田代710番地
破産者　若月順美江
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
新潟県長岡市天神町194番地３　プラグレス１番館
破産者　寺尾　　敏
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
新潟県長岡市天神町194番地３　プラグレス１番館
破産者　寺尾　美香
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２号
兵庫県南あわじ市市青木22番地１　辰岡マンション２号、前住所兵庫県南あわじ市松帆志知川846番地
破産者　岡田　光弘
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
兵庫県洲本市五色町都志万歳1018番地46
破産者　木浪　奈央
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第９８号
鳥取県境港市湊町164番地、開始決定時の住所鳥取県境港市渡町3067番地11
破産者　手島　直希（旧氏名手島直樹）
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

免責許可決定

平成２８年（フ）第１２１号
釧路市昭和北１丁目18番14号　昭和アパート202号
破産者　大谷　　稔
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１２８号
釧路市新栄町６番５号　パーハイム104
破産者　戸羽真理子
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１３１号
釧路市文苑２丁目31番３号
破産者　窪　　浩美
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所